

# 本宮市 営業時間短縮要請 関連事業者等 上乗せ支援金

**①** 営業時間短縮要請の  
対象となる店舗を  
市内で営業されている方

最大 **14**万円

福島県の実施する  
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

(時短営業協力金) 第2弾

の交付要件を満たす店舗を本宮市内で営業  
している中小事業者に対し、上記協力金の  
交付対象となる日数に応じて  
1日当たり2万円の交付を行います。

対象期間：令和3年2月8日午後8時

～令和3年2月15日午前5時

※令和3年2月15日午前5時まで連続して時間短縮営業  
を行う必要があります。

※交付対象日数の起算は福島県の時短営業協力金  
(第2弾)に準じます(最大7日間)。

※「時短営業協力金」第1弾または第2弾の交付決定を  
通知する書類(振込のお知らせ)の写しが必要です。

申請期間：令和3年2月15日  
～5月10日

**②** 取引のある飲食店の  
時短営業や、不要不急の  
外出自粛要請の影響を受けた方

一律 **10**万円

福島県の実施する

「売上の減少した中小事業者に対する一時金」

(福島県版一時金)の交付決定を受けた

市内に本社または本店を有する中小事業者

に対し、一律10万円の交付を行います。

※「福島県版一時金」の交付決定を通知する書類  
(振込のお知らせ)の写しが必要です。

※「福島県版一時金」の詳細については県のホームページを  
ご覧ください(裏面にQRコード有)

※「福島県版一時金」の交付申請開始は令和3年  
3月上旬頃に予定されています。

申請期間：令和3年3月10日  
～7月30日

◆申請方法等の詳細は裏面をご覧ください◆

 **は、すぐそこに!**   
注意しながら 静かに過ごす

# 必要書類

## ①に該当する方

本宮市時短営業協力金  
上乗せ支援金交付申請書

+

振込先口座の確認できる通帳の写し  
(ネット銀行の場合は口座の確認できる  
画面等を印刷したもの)

+

新型コロナウイルス感染症  
拡大防止協力金(第1弾)  
の交付決定を通知する書類  
(振込のお知らせ)の写し  
&  
対象期間中に「時短営業案内」  
を掲示したことがわかる写真等

または

新型コロナウイルス感染症  
拡大防止協力金(第2弾)  
の交付決定を通知する書類  
(振込のお知らせ)の写し

## ②に該当する方

本宮市売上減少事業者  
一時金上乗せ支援金交付申請書

+

振込先口座の確認できる通帳の写し  
(ネット銀行の場合は口座の確認できる  
画面等を印刷したもの)

+

「売上の減少した中小事業者  
に対する一時金」  
(福島県版一時金)の交付決定を通知する  
書類(振込のお知らせ)の写し

福島県の実施する「時短営業協力金」  
「福島県版一時金」についてはこちらから

時短営業協力金



福島県版一時金



※①と②の併用はできませんのでご注意ください ※追加で書類の提出を求める場合があります

## 申請方法・お問合せ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため  
**郵送での申請**にご協力ください

### ◆提出先◆

〒969-1192 本宮市本宮字万世212番地  
**本宮市役所 産業部 商工観光課・農政課**

※申請書類は市のホームページからダウンロードいただくか、市役所商工観光課または農政課に  
お問い合わせいただければ郵送いたします。  
郵送での申請にかかる切手代は市役所で負担いたします。

### 【問合せ先】

本宮市役所産業部  
商工観光課 0243-24-5382  
農政課 0243-24-5385



申請書類の  
ダウンロード  
はこちらから▶